

令和6年度第2回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年5月17日(金)午前9時30分～午前10時12分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中20名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、
小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、
重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、原田 好子、藤村 守、
藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(4名)

伊藤 三枝子、中川 美恵子、長尾 誠大、山根 伊都子

(3)事務局

塚本局長・政田参事・岩瀬副主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和6年度第2回山口市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席20名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

伊藤 良一(いとう りょういち) 委員 及び、

伊藤 良雄(いとう よしお) 委員 をお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和5年度第11回総会農地法第5条の議案第40号及び、令和5年度第12回総会農地法第5条の議案第29号についての継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和5年度第11回総会農地法第5条議案第40号、徳地鯖河内、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、系統連系の承諾の書類の提出がないため審議保留としておりましたが、この度、承諾の書類が提出されました。

議案第2号、令和5年度第12回総会農地法第5条議案第29号、陶、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、当初提出された土地利用計画図の実現性に問題があるため審議保留としておりましたが、この度、実現性を検討できる土地利用計画図が提出されたため、川東地区協議会にて審議を行ったものです。

記載された内容が審査基準に適合していることが確認でき、また、徳地、川東地区協議会で協議した結果、問題ありませんでしたので総会に諮るものです。

御審議よろしくをお願いします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

議案第2号の保留理由について、土地の利用計画図に問題があったとのことでしたがどのような問題があったのですか。

B委員

太陽光発電設備の雨水の排水の2か所について、大雨の際に川から田に入らないように閉じる水門に配水するようになっており、設計上の問題があるので保留としていましたが、申請者に排水計画を検討させたのち、正常な場所に排水することが確認できたのでこのたび審議することとなりました

A委員

分かりました。

会長

御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第1号については「許可」とし、議案第2号については山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とすることといたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案4ページをお開きください。合わせて、参考位置図3ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第3号、宮野下、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第4号、朝田、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は27アールとなります。

議案第5号、名田島、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は125アールとなります。

議案第6号、秋穂東、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は24アールとなります。

議案第7号、阿知須、有償移転です。

申請人は、宇部市内に居住する者です。

取得後の経営規模は35アールとなります。

議案第8号、徳地小古祖、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第9号、阿東蔵目喜、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は126アールとなります。

議案第10号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は4,588アールとなります。

議案第11号、阿東嘉年下、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は4アールとなります。

議案第12号、阿東嘉年下、無償移転です。

申請人は、農地所有適格法株式会社嘉年ハイランドの構成員です。

この事案の農地は、法人に収益権が設定されている農地ですが、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は57アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一

括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。合わせて、参考位置図17ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第13号、旭通り二丁目、用途地域内の第3種農地に宅地を造成し販売するものです。

議案第14号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に貸駐車場を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、中央地区及び川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案15ページをお開きください。合わせて、参考位置図19ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第15号、上小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、進入路を整備するものです。

議案第16号、大内矢田南八丁目、用途地域内の第3種農地に自己用住宅を建築するものです。

議案第17号、大内氷上四丁目、用途地域内の第3種農地に宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第18号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第19号、宮野下、用途地域内の第3種農地に宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第20号、宮野下、用途地域内の第3種農地に建売住宅を建築し販売するものです。

議案第21号、桜畠六丁目、用途地域内の第3種農地に貸倉庫を設置するものです。

議案第22号、中尾、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第23号、中尾、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第24号、吉敷佐畑五丁目、六丁目、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第25号、吉敷佐畑五丁目、六丁目、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、道路を整備するものです。

議案第26号、吉田、用途地域内の第3種農地に宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、吉田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、道路拡幅工事のための工事用地を整備するものです。なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和6年8月16日までに、原状回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第28号、平井、用途地域内の第3種農地に貸事業所のための敷地拡張を行うものです。

議案第29号、秋穂二島、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車

場を整備するものです。

議案第30号、秋穂東、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

議案第31号、小郡新町一丁目、用途地域内の第3種農地に宅地分譲地を整備するものです。なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第32号、阿知須、用途地域内の第3種農地に宅地分譲地を整備するものです。

議案第33号、徳地小古祖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第34号、徳地山畑、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場兼資材置場を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、

一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第18号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案28ページをお開きください。合わせて、参考位置図36ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

事業計画変更第1号、大内矢田南八丁目、用途地域内の第3種農地です。

この事業計画変更については、工事予定者が諸事情により当地に家を建てて住む必要がなくなったため、事業を継承するものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、北部地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。事業計画の変更を「承認」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、「承認相当」として山口県に進達いたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。

議案第36号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計97筆 172,591㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発言なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。

議案第37号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。
地区協議会において協議していただいたとおり、
合計134筆 409,752 m²でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発現なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案31ページをお開きください。合わせて、参考位置図37ページを御覧ください。

議案第38号、議案第39号について、説明いたします。

川東地区1件、川西地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

なお、議案第39号につきましては、書類の不備があるため審議保留となりました。

御審議よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。議案第39号を除き現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明については、議案第39号を除き、発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。5月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、令和6年度第2回山口市農業委員会総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和6年度第2回山口市農業委員会総会議事録である。

令和6年5月17日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 伊藤 良一

署名委員 伊藤 良雄

記 録 者 岩瀬 彰英